

国立国語研究所国際連携室取扱要項

平成28年 4月 1日
所 長 裁 定
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 6年 8月 1日
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下、「研究所」という。）の国際連携室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国際連携室は、所長の指名する室長及び室員若干名で構成する。

- 2 室長は、国際連携室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け、国際連携室の業務を処理する。

(業務)

第3条 国際連携室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 日本語研究、日本語教育研究の国際化に係る計画及び総合調整に関すること。
- (2) 大学等研究機関との国際的な連携の促進に関すること。
- (3) 研究資源、研究成果等の国際発信の促進に関すること。
- (4) 国際的な研究者交流の促進に関すること。
- (5) 国際連携、学術交流に必要な情報収集及び提供に関すること。
- (6) その他国際連携事業の推進に関すること。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。